

加賀市指定管理者制度に関する利用料金等の取扱い

1 個人の入館料・利用料の取扱いについて

(1) 個人の入館料・利用料の減免の取扱いについて

体力増進や文化及び芸術鑑賞に対する教養を高める見地から、無料及び減額になっており、「市」から「指定管理者」への入館料ならびに利用料の交付はしない。

ただし、市は管理者から提示された事業計画により、利用者の増加が見込まれ、管理運営費に影響する場合は、指定管理料を算定する際に判断する。

指定管理者は備え付けの台帳を作成し、翌月の 10 日までに市へ報告する。

ア	展観施設
	障がい者・ <u>高校生</u> 以下の利用料を無料とし、高齢者（一般利用）を半額とする（10 円未満切り捨て）。
イ	体育施設
	障がい者・ <u>中学生</u> 以下の利用料を無料とし、高齢者（一般利用）を半額とする（10 円未満切り捨て）。

(2) 個人利用回数券の取扱いについて

利用者が個人回数券で施設を利用した場合、回数券を購入した施設を利用しているものと想定し、個人利用回数券に関する精算をしないものとする。

(3) 体育施設の市民以外の利用料について

体育施設については、本市に住所を有しない者の利用料を、本市に住所を有する者の 2 倍とする。ただし、中学生以下については、一般の半額とする。

2 団体利用料の取扱いについて

(1) 公共的団体の専用利用料の取扱い

公共的団体のうち、市長が認めた事業実施団体が利用した場合での利用料金を減免した場合は、市から指定管理者に利用料金を交付する。

この場合、指定管理者は、実施団体の利用許可書を添付し、翌月の 10 日までに市に申請するものとする。

(2) 市が主催事業の利用料の取扱い

市が主催した事業で使用した場合の利用料は、市から指定管理者に支払うものとする。

体育施設は中学生以下が専用使用する場合、利用料金の設定がないので、管理委託料で考慮する。

(3) 他の団体が市と共催で事業を実施した場合の利用料の取扱い

事業実施団体が市との事業を共催で実施し、市から事業に対し補助を受けている場合は、実施団体から指定管理者に利用料金を支払うものとする。

それ以外の事業については、市長は事業内容を確認のうえ判断する。

ただし、名義貸し等については、事業実施団体が指定管理者に直接支払うものとする。

(4) 指定管理者が直接使用、または主催事業を行なった場合の利用料の取扱い

指定管理者は適正な参加料などを設定し、運営するものとする。

利用人数を把握するため指定管理者は、備付けの台帳を作成し、翌月の 10 日までに市へ報告する。

スポーツの日、文化の日は一般開放日のため、利用料は交付しない。

(5) 体育施設の市外団体の専用利用について

本市に住所を有しない団体の専用利用については、本市に住所を有する団体の 2 倍とする。

3 共通利用券または共通使用券について

(1) 共通利用券または共通使用券（以下これらを「共通券」という。）の金額について
公の施設共通利用料条例で定める。

(2) 共通券の販売及び収入

共通券の販売は、対象施設全てとする。市長は共通券の交付に係る共通使用料を利用料金の一部とみなし、指定管理者の収入として収受させる。

また、共通券でもって各施設に入館し、または利用した場合は、個人入館者または個人利用者とみなす。

「市」は「指定管理者」からの報告に基づき、共通券で入館した人数に、各施設の利用料を乗じた金額を指定管理者に交付するものとする。

ただし、共通券の売り上げが個人の入館者または利用者の収入額と比較し、売り上げが多い場合は精算し、共通券の入館者または利用者の収入額が共通券の売り上げより多い場合は差し引いた額を交付する。

・ 共通券売上収入 > 共通券で利用した施設の収入額	精算
・ 共通券売上収入 < 共通券で利用した施設の収入額	交付

この場合、利用者の区分及び指定管理者が定めた利用料金でそれぞれ精算または交付するものとする。

- ・ 一般の共通券は一般の利用料で精算又は交付する。
- ・ 高齢者の共通券は高齢者の利用料で精算又は交付する。
- ・ 一般の共通券（高齢者の共通券）で高齢者の利用料（一般の利用料）は対象外とする。
- ・ 共通券（高齢者の共通券）で指定管理者が定めた利用料の場合は、指定管理者の定めた利用料で精算又は交付する。

各施設の指定管理者は、備付けの台帳を作成し、翌月の 10 日までに市へ報告する。

なお、利用客の利便性をも考慮し、市役所各担当課においても販売する。その収入については市の収入とする。

〔参考〕各施設の使用料について

(1) 展観施設

ア 展観施設共通入館料

有効期間	金 額
3 日 券	1,170 円
1 年 券	2,340 円

イ 施設入館料 ※高齢者（75 歳以上）は半額、高校生以下、障がい者等は無料

施 設 名	用途	入館料	施 設 名	用途	入館料
北前船の里資料館	個人	350 円	加賀市美術館	企画展	1,170 円
	団体	290 円		特別展	3,510 円
鴨池観察館	個人	350 円	中谷宇吉郎雪の科学館	個人	560 円
	団体	290 円		団体	460 円
九谷焼窯跡展示館	個人	350 円	深田久弥山の文化館	個人	350 円
	団体	290 円		団体	290 円
	特別展	1,170 円		特別展	1,170 円

施 設 名	用途	入館料	施 設 名	用途	入館料
魯山人寓居跡いろは草庵	個人	560 円	九谷焼美術館	個人	560 円
	団体	460 円		団体	460 円
	特別展	2,240 円		特別展	2,240 円
芭蕉の館	個人	300 円			

(2) 体育施設

ア 体育施設共通利用料 ※高齢者及び高校生は半額

区 分	単位	金 額
個人利用料	1 年間	11,900 円

イ 施設個人利用料 ※高齢者は半額、中学生以下は無料

施 設 名		単位	用途	利用料
加賀体育館 相撲場 陸上競技場 スポーツセンター いきいきランドかが (グラウンド・ゴルフ・屋内外グラウンド)	山中健民体育館 大聖寺テニスコート 武道館（柔道・剣道・弓道） 山中弓道場	1 回	一般	160 円
			高校生	70 円
水泳プール (屋内・屋外・飛び込みプール)		1 時間 (基本料金)	一般	170 円
			高校生	80 円
		1 時間 (温水加算料)	一般	50 円
			高校生	30 円
中央公園テニスコート 橋立自然公園運動広場		1 時間	一般	160 円
			高校生	70 円

ウ 施設専用利用料

別紙「[参考] 各施設の使用料について」を参照

(3) かがにこにこパーク

ア 施設個人利用料

施設名	用途		入館料
かがにこにこパーク	市内	個人・団体とも	無料
	市外	個人	子ども(1歳未満を除く)
			400 円
		同伴者	300 円
		団体(20人以上)	300 円

4 その他

(1) スポーツの日及び文化の日の一般開放日の利用料の取扱い

市民の体力増進や文化及び芸術鑑賞を目的に一般開放日としているので、利用料は徴収しないものとし、交付もしないものとする。